

Q 3 重度心身障害者医療費助成制度について知りたい

【相談窓口】

市町村の障害者福祉担当課

【対象者】

身体障害者手帳 1 級・2 級・内部障害 3 級所持者

愛護（療育）手帳 A 所持者

精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者

ただし、65 歳以上で新たに重度障害者になった者は対象外となります。

【サービスの内容】

病院等で診療を受けた場合は、各種医療保険制度による医療費の一部負担金を助成します。（ただし、低所得者を除き、外来 12,000 円、入院 44,400 円を上限として 1 割の自己負担があります。）

【利用手続】

原則として、医療機関の窓口で一部負担金を支払い、領収証を添えて、市町村窓口へ申請してください。なお、窓口での一部負担金の支払いが不要な場合もありますので、詳しいことは市町村の担当課へお問い合わせください。

【留意事項】

市町村によっては助成の手続きや、助成対象が異なることもありますので、住所地の担当課へお問い合わせください。

【根拠法令等】

各市町村条例
